

資料1：文部省 文部事務次官通達「成人の日」の行事について

昭和31年12月10日

(1)「成人の日」の式について

趣旨 「成人の日」の式は、成年に達した男女青年の新しい門出を祝福するとともに、成人になろうとする青少年にもその喜びを分かち、将来の幸福を祈念する厳粛であたたかみのあふれたものにする。

行事

ア 主催 市町村教育委員会、市町村とし、その他の関係の機関、団体等これらに加わることが望ましい。

イ 会場 会場は、行事が効果的に実施できる適当な施設、例えば公民館、学校、その他とすること。

ウ 参加者 該当者（成人に達した者・満20歳）、義務教育終了期から成人に達するまでの青少年及び一般成人とすること。

エ 記念品 「成人の日」に記念品を贈る場合は、成人に達した青年の門出を祝福し、また、青年期に入ろうとする青少年を励ますにふさわしい成人手帳、青年手帳、その他適当な物品とすること。

(2)「成人の日」の記念事業について

趣旨 「成人の日」の感激を記念するために、それぞれ郷土の実情に即した適切な記念事業を自主的に計画実施し、一層この日を意義あるものとする。

事業

ア 文化に関する事業(学級講座の開設、芸能祭、映写会、討論会、展覧会等)

イ 体育に関する事業(健康診断、体力検査、体育大会、その他)

ウ 産業に関する事業(品評会、植林、開墾等)

行事を行うにあたっては、市町村成人の日運営委員会等を設けて適切な修行時の運営を期することが望ましい。

行事を単に一時的なものに終わらせることなく、これを機会に事後引き続いて、自主的に心身の修練に努めるとともに公民としての権利と義務とに自覚をもつようにしたい。